

いうのをやっぱり突き詰めていく、問題意識を持っていくということはこれ必要だと思いますし、さっきの保証人についてだって、それはやっぱり一たんとかく滞納がなくて、これはいい人だといって、またそのまま問題ないままにほっといて、さあたまってきたからといったときその人いなくなったりしたらどうするんでしょうかなということになりますから、やっぱりそれは2年に1遍なら2年に1遍、本人はもちろん保証人の確認もしなければいけないとか、やっぱりこの公務員という仕事はもっと突き詰めて工夫して実績を上げてということにしていかないと生ぬるいという民間の批判は出てくると思いますから、工夫をしながらなおかつ我々の方も指導していく、それからやっぱりそういう頑張ってる人にはそれなりの、頑張っていない人にはやっぱり指導していくというふうにしなないとこれからますます厳しい時代になってくだろうと、そうしなければいけないと思います。

の考え方があると。一つは、不用額は多いほどよい。それは節約をしたという考え方が一つ。ただし、この論拠のもとに不用額の多少で勤務評定する首長さんもおられる。それから不用額は少ないほどよい。行政執行がなされたという考え方の2つがありますよとおっしゃってられます。

代表監査委員の飯田監査委員は、不用額はできるだけ出さない行政執行であるべきだ。その論拠は、一つは、一般的に公会計は単年度会計で、不用額を出さずに使い切ることが許される、これが一つ。ただし、その前提として、極めて高度に精査された予算設定が求められること。それから予算を十分に精査・検証すれば、不用額は限りなくゼロに近づけることができる。それから不用額を予算計上時点で把握できれば、それはちょっと不可能だと思いますけれども、他の事業や新規事業に振り向けることができる。不用額分を高度に精査・検証していれば、その分の歳入がふえたことと同じ意味を持つ、こう主張されております。

また、この不用額について、よくぞ残してくれたと考えるか、これだけあればもっと市民のニーズにこたえられたのではないか、それぞれの立場で異論、反論あるかと思いますが、真摯に議論していただきたいと思います、こう言われましたので、きょうは議論させていただきたいということでございます。

最初に、市長にお聞きしますが、代表監査委員の意見の中で不用額の多少で勤務評定をする首長さんもおられると、こう言われておりますけれども、目黒市長はどうなのかなと、一言で簡単にお答えいただきたい。

○佐々木榮七委員長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 私は、監査委員からその監査意見書をおもらいしたときにも申し上げました。例えば工事のとき、これぐらいでというふうに予算で切るけども、同じ橋を何割か安くしたと

佐々木謙二委員の総括質疑

○佐々木榮七委員長 次に、順位2番、議席番号5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 私が通告しているのは2項目になりますけれども、主に不用額に関しまして答弁通告している皆さんに考え方をお伺いしていきたいなというふうに思っております。

先般の9月1日ですか、開会の日代表監査委員の方から監査の意見があったわけですが、それによりますと最後の方、要望とまとめの関係でいろいろとお伺いしたいわけでありまして、その関係で平成17年度の決算意見の特徴的なこととして不用額について問題提起されています。

代表監査委員は、不用額の考え方として2つ

いうことであれば、これはやっぱり、手抜き工事とかなんとかないことが前提ですよ、でもそれはもちろん評価すべきことなわけですよ、同じ目的をやるならば。ということは私はあると思いますし、やっぱり金の使い方は極力むだを排すということもありますから、これも必要ですよ。

それから後で地方交付税だとか特別地方交付税だとかってやっぱり単年度に変わってきますからね、不用額が限りなくゼロに近づくというのは、残念ながらそれはかなり厳しい状況ですよ。そこでやっぱり補正補正しながら必要な事業をしていくということが大事ですよと私は申し上げたつもりであります。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 勤務評価の視点もいろいろあるんだろうなと思います。今、市長が言ったことについては、工夫や効率化に努力した職員については、その努力は認めますよということだろうと思います。

代表監査委員がおっしゃってるこの勤務評価というのはどういう意味なのかよくわかりませんが、昇給、昇格の関係も含めておっしゃってるのかなというふうな感じで私は受け取ってしまったものですから、今、市長に確認をさせていただいたということでございます。

特にそういう部分についてはないんだろうというふうに私も思いますし、そういう範囲は不用額では評価は出ないだろうなと。個々の評価は目に見えて出てきますけれども、それは出ないんでしょうというふうに思います。

それで代表監査委員にお聞きしますが、この不用額、勤務評定に関する部分で述べられたことについては決算審査のこの意見書には載っておりません。長井市の監査報告として代表監査委員が意見として前段で述べられました。これは長井市を指して述べられたのかなという感じを持ちました、正直。

さらに決算審査の意見書に記載されていない部分を代表監査委員の監査報告で述べられたわけでありましたが、これは監査委員の合議、監査報告書というのは合議制になってるわけですが、合議でなされたのか、あるいは代表監査委員の主観、憶測で述べられたのか、このところちょっとお聞きいたします。

○佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

○飯田武志監査委員 お答えします。

私はと言うと、またおまえの私見かということになりますので、余りそういうことは言わないようにします。不用額については、今この文章の……。

(「いや、合議制でやったのかどうかだけについてです」の声あり)

○飯田武志監査委員 もちろん合議制です。

これは本人が言っても、もう一人の方がおられますので、そちらから確認してもらわなければ納得できないよということであれば困りますが、何回も話し合っ、文章化するにも多分こういう書き方すると誤解される可能性あるからやめようかねというようなこともありました。まず先ほども言われたように議論することに意味があるということで書かせていただきました。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 それでは具体的にいらせていただきたいと思うんですが、不用額の考え方についてなんですけども、最初に監査委員事務局長に簡潔にお答えをお願いします。不用額の計算をどう計算するのか、それから計算した場合に5億8,000万円の不用額になるのかどうか、お答えいただきたい。

○佐々木榮七委員長 沼澤厚子監査委員事務局長。

○沼澤厚子監査委員事務局長 お答えいたします。

計算についてということですが、決算の調製につきましては地方自治法の施行令に定められた様式がございます。これに基づいてなされるわけですが、この様式に従えば予算現

+

額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた残額ということになるかと思ひます。

したがいまして、平成17年度の本市の決算につきまして、規則に定められました様式に従えば、一般会計と特別会計の総計で申し上げれば4億7,000万円強ということになるかと思ひます。なお……。

(「わかった」の声あり)

○沼澤厚子監査委員事務局長 以上でございます。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 計算式とその不用額の額が今、監査委員事務局長の方から話がありまして、ここでは5億8,000万円となっておりますね。ですけれども、計算しますと4億7,500万円なんです。そうじゃないですか。今答弁あったとおりです。この数字が間違っています。ご指摘をしたいと思ひます。

それから不用額というのは、実際に残っておって使えるお金なんですか。それとも先ほど予算現額から支出済額と翌年度の繰越額を差し引いた額、これが不用額ですと、これは計算式です。これは計算上の単なる机上の数字なんですか、どちらでしょうか。

○佐々木榮七委員長 沼澤厚子監査委員事務局長。

○沼澤厚子監査委員事務局長 お答えいたします。

一般に歳入予算につきましては、見積額ということになるかと存じますので、実際残っているお金、剰余金ということですか、ということになりますと歳入決算額から歳出決算額を差し引いた歳入歳出差し引き残額、もしくはここから翌年度に繰り越すべき財源を差し引きしました実質収支額というものが実際残っているお金ということになるかと思ひます。以上です。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 ということは実際に使えるお金ではない、こういうことになりますね。計算上の数字だということになるんです。

この不用額というのは剰余金かということに

もう一回お聞きしますが、代表監査委員にお聞きしたいと思ひます。17年度のこの決算意見書では5億8,000万円強、こう言われているわけですが、実際は計算しますと4億7,500万円です。ですけれども、これは机上の数字だと。ですから私は、形式不用額、こう見てます。実質の不用額、余ったお金、剰余金というのは、先ほど監査委員事務局長がお答えしたように実質収支なんですよ。その実質収支というのは、歳入から歳出を引いて、そして繰越明許などの次年度への繰越額を差し引くと、この実質不用額、余った額ですね、黒字額というのが把握できるということになります。監査委員もこの前の方で実質収支してありますよね。ですからわかっていらっしゃるんだと思ひますけれども、何でこの不用額述べたのかなという、私、疑問を持ってるんですが、実質収支の実際の黒字分、剰余金というのは一般会計で2億1,400万円なんです。特別会計見ても1億6,700万円、トータルで3億8,000万円、こうなります。これが実際に18年度に繰り越して使えるお金なんです。ですからさっき形式不用額、こう言ったんですが、実質収支で黒字の額、剰余金というのは多ければ多いほどいいのかと。それは決していいことではないんです、確かに。なしてかという、地方公共団体というのは営利を目的としているわけではないですから、市民のサービスの事業をやるわけですから、やたらに黒字をふやしても、これはいけませんよというふうに言われます。適度の剰余というのはあるんですね。これは後年度の財源調整の範囲内で求めるべきだ、こう言われています。

おわかりだと思いますが、その剰余金の額というのは、額はどの程度の額がいいのかということなんですが、これは標準財政規模の3%から5%、こういうふうに言われてるんです。望ましい。それで私、計算してみたんですが、平成17年度の標準財政規模というのは長井市は74億

円です。これは8月の全協で財政課長から資料いただきましたので、それで計算しますと3%で2億2,200万円なんです。5%になりますと、3億7,000万円ほどになります。この金額というのは私は剰余金としては適正範囲内だと、こう思ってます。4億7,500万円の不用額は、さっき申し上げましたような形式的数字で、実際には今申し上げたような数字になります。さらに長井市の財政分析指標は、ご案内のとおりであります。極端に大変な数値を示しております。さらに基金の状況もご案内のとおり、財政調整基金は1億円ちょっとです。それから減債基金なんていうと何十万円です。そういう非常に硬直した厳しい状況でありますから、この不用額に関する記述というのは非常に誤解受けやすいんじゃないかな、こう思うんですよ。そこはいかがでしょうか。できるだけ簡潔にお願いいたします。

○佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

○飯田武志監査委員 先ほども言いましたように不用額のとらえ方というのが大変微妙なことでありますが、先ほどもちょっと言ったようにこれを今、佐々木委員が言われたような、ちょっと数字的なものも5億8,000万円というような数字を入れたから、恐らくそういうような議論に発展するだろうということを危惧したわけですが、我々が意図したことは、そういう方向ではなかったのであります。私たちは考えたのは、そういう不用額がある程度、実質これだけ使えるんだよというようなそういう財政論とか予算編成のための方法論とか、そういう方向について語っているのではないんです。一般的な形で公会計を使ってもいいということは、ここにも書いてありましたようにその前提として一つ一つの事業を精査して、これ以上削れないよというぐらい一つ一つ精査すれば一つの事業においてたくさん不用額的なものが出ないほど一つ一つの事業を有用性、有効性、いろいろな面で

考えてくださいということ言ってるのであって、こういう考え方あるそうですが、予算はあくまでも限度額で、これ以上使ってもらっては困るよ、少し残してもらわないと来年の財政編成にも財政運営にも、今、佐々木委員が言われたように実際は困るのです。特に長井は大変厳しいので、調整資金にも回せないほど厳しいから残してもらわないと困るのですというのが現実論でありますけれども、だからじゃあ予算はそういうものも含んだ金額なのですか、私は言いたいのです。そういう、言葉がいいか悪いかわかりませんが、あいまいな気持ちで数字を設定されては困りますよ、一つ一つもうちょっと厳密に、本当にこれ100万円要るんだか、去年も100万円だったけど、やり方によってはもっとできるかもしれないよねということのしてもらいたい。そういう意識の改革をしていただきたいということがこの趣旨でありまして、この数字、実質に使えるのは幾らだと思ってんだ、本当に長井市はそういう財政運営で財政課長、できるのか、そういうような技術論を言っているのではありません。

じゃあ、この数字と今厳密な不用額についてのとらえ方がおまえ間違ってる。数字のとらえ方もそうでなくて、本当はこうなんだということになってますが、決算書のある一部のところをとれば予算現額に対して幾ら余ったかという考え方をとれば、じゃあその予算の設定がどうだったかなかということ真剣に考えて予算を組んだのですかと。そのとき余った、例えば100万円というものが90万円で予算組んで10万円余れば、今、長井市でいろいろ新しい市民ニーズがあるときに、それは予算とれませんから組めませんと言ったけれども、現実に見てみたらば一般会計で2億円以上の余ったじゃないかと。じゃあそれそのときに何で予算のときに浮き上がってくればこの事業できたんじゃないかというようなことが起こるから、一つ一つも

+

っともっと真剣に査定をしてくださいということが私たちの趣旨でありまして、技術論の問題ではありません。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 技術論じゃなくって、こういう考え方ありますよということなんですけれども、ここで言ってるのはそうじゃないですよ。だんだん進めますから、予算現額の関係から進めますけれども、まずとりあえずわかりました。

ただ、当初予算で精査をしていけばということなんですけれども、当初予算ではあくまでも見積もりなんです。後で申し上げます。ですけれども、それを最初から不用額も出ないように設定するなんて、これは至難のわざです。ですけれども、不用額出ないようにするには、これは方法あります。これは後で財政課長に聞きますから、わかります。

ただいま監査委員の答弁もお聞きしましたけれども、私も予定ありますから、どんどん進めます。

年度間の財源調整についてということでお聞きをしたいと思います。

代表監査委員は、行政執行で不用額はできるだけ出さないで行政運営するべきだという立場をとる、こう言われていますが、実質収支の関係で先ほど申し上げたわでありますけれども、2億円何がししかないわけです。一般会計で2億1,400万円、トータルで3億8,000万円。年度間の財源調整の財源としては財政調整基金あるわけですが、1億49万円しかございません。減債基金は23万3,000円しかございません。地方財政法の中でも言ってるんですが、地方公共団体というのは単に当該年度のみならず翌年度以降における財政状況をも考慮して健全な財政運営を行わなければならない、これは基本中の基本なんです。決算上の剰余金は2分の1以上の額を積み立てか地方債の繰り上げか償還の財源

に充てなければならない、こうなってるんです。剰余金については。ですけれども、長井市は余裕がないもんですから、ぎりぎりの財政運営を強いられているというふうなこともありまして、繰越金として翌年度財源に見込まれています。これはある面では法の趣旨に反する変則運営なのかなというふうに思っていますが、この黒字分の剰余金出さなかった場合どうなるのかとなりますね。不用額全部使ってしまうということになりますと、そうやってきます。そうなった場合は、これは綱渡りの財政運営になりかねない。

それから危機管理、災害とか除雪対策とか、不測の事態に対応できなくなってしまう場合がある。特に長井市は、先ほども申し上げましたように財政構造には非常に硬直度高くて、弾力性がない、そういう財政運営を強いられております。したがって、財政当局では赤字を出さないためのぎりぎりの財政運営を行っているというのが現実だと思うんです。この年度間の財源調整に関して財政課長はどのように考えているかなんですが、いろんな問題が長井市には内在しています。さっき申し上げた基金の問題から何からいつて非常に内在している。したがって、これは知恵を出して最小の経費で最大の効果を上げる、これは行政運営の効率化によって、不用額を捻出するということが大事なのか、不用額というのは余り意味ないんだろうと思えますけれども、黒字決算をしながら年度間の財源調整をして一定の範囲でこの黒字、剰余金を確保しながら財政運営をしていくというのが必要不可欠なんじゃないかなというふうに思っておりますので、この辺は財政課長に伺ってみたいなというふうに思います。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 監査委員が意見書の中でご指摘のように、地方自治法第208条の規定によって会計年度独立の原則が確定されているとい

うことになるわけですが、一方では年度間の財源調整を可能にするために佐々木委員がご指摘のように地方自治法第233条の2であるとか地方財政法第7条の規定があるものというふうに理解をしているところでございます。

本市の場合、平成13年度から17年度までの財政計画期間中に計画的に財政調整基金であるとか減債基金に積み立てまして、年度間の調整を実施してきたという実績がございますが、計上的には地方財政法第7条の規定に基づく剰余金の処分ができていないというのが実態だというふうに認識しております。

その理由としては、厳しい財政状況の中で基金に貯金するぐらいのお金があったら市民サービスに使わなければならないということだと思っておりますけれども、法の趣旨であるとか財政の健全性を見地からいけば必ずしも妥当なやり方であるとは言えないと思っております。ただ、その結果として財政調整基金であるとか減債基金の枯渇状態を招いてしまいながら留保財源もなく毎年度の予算編成であるとか補正予算の財源捻出にも苦慮していなければならないという実態がありますけれども、これは委員がご指摘のとおりでございます。

このような状況を踏まえたときに、普通会計ベースでということになるわけですが、先ほど委員がおっしゃられた実質収支比率のお話でいえば、長井市の場合、17年度については2.9%ということで、普通経験的に妥当だと考えておられる3%から5%の範囲を逸脱しています。したがって、この金額については私としては最低限必要なレベルの金額であるというふうに認識を持っているところです。以上です。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 財政課長の答弁聞いてますと、剰余金の処分についてもやっぱり本来

であれば基金に2分の1、積み立てなければなんないわけですから、四苦八苦の財政運営で非常に苦慮されているというのが今答弁された実態なのかなというふうに思います。

順序ちょっと間違ってしまったんですが、不用額を使い切ることはできるのかということで、ちょっともう一度聞きたいわけなんですけど、これ代表監査委員にお聞きしたいと思います。不用額は、先ほど監査委員事務局長がおっしゃったとおりですね、出し方。予算現額というのはありましたけども、これは当初予算に補正予算をプラスしたものです。それから歳入は見込み額、歳出は限度額、これも見込み計上してるんですね。両方とも見込みなんです。あくまでもその時点で考えられる見込みなんだよと。ですけども、行政というのは常に動いてますから、予算現額の確定というのは非常に難しいんです。ですから先ほど答弁では予算の時点で精査していれば云々とありましたけれども、なかなか難しいんです。しかも予算現額の確定というのは、歳入の確定は出納閉鎖までかかるわけですね。ですから非常に困難なんです、額の確定するにも。歳出に当たっては、これは歳出の限度額勘案して、最小の経費で最大の効果を上げるという基本がありますから、職員はそれに工夫して頑張ってます。不用額というのは、そういうことから出る背景があるんです。

不用額を出さないために年度途中で精査をして確定して、これは不可能だと思いますけども、使い切ってしまったらどうなるんでしょうかということなんですけど、予算現額見合い分、これあくまでも見積額ですから、現額分を使い切った場合は収入済額が不足する事態が予想されますので、赤字計上となりやすい。次年度以降の財政運営に支障を来すというふうになります。

それから不用額、いわゆるちょっと不用額と剰余金のごっちゃになるんですけど、剰余金を限

+

りなく出さなかった場合、これはさっき言ったように財源調整をどうするかという問題が出てきます。先ほど苦肉の策の財政運営をされていますよという答弁になってます。当然危機管理対策に対応できなくなるというふうになってくると思う。そういう面からいきますと、この不用額というのは使い切るというのはなかなか難しいんですよ。そこの部分をまず監査委員にお聞きしたい。

○佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

○飯田武志監査委員 先ほどから同じことになるかもしれませんが、私たちは財政運営が厳しいとか何とかということ、これはだれが見てもわかることで、それを残してもらわないと困る、それから不用額というものを全体でトータルですれば2億数千万円、一般会計であります。私たちが言っているのはそういうことではなくて、我々が、私たちが赤だと言っているのに、いや、白に見えるだろうということであれば、これはどうにもならないことではありますが、一つ一つの事業をとれば、一つ一つの余った金のトータルが全体不用額ということになるんでしょうけれども、一つ一つの事業をこれは100万円で作る事業なんだという査定が、これは見積もりで目算ですから収入が幾ら全体的に入るかわからないからアバウトでいいのですよという意識こそ、私はそれこそ間違っているのではないですかということをお願いしたいのです。一つ一つの事業だったら、残さないでできるぐらいの精査できるんじゃないですか。あなたが今までずっとやってきたこの事業、本当に100万円去年もらったけど、90万円で終わった。ことしもまた100万円もらうということ自体どうしてなんですかということ、そういう意識を持って査定してもらいたいの、全部で何にも残らなかったら財政運営はどうなんだ、こうなんだ、こういうことはもう当たり前の話でございまして、そういうトータルな方法論や財政運営

論をしゃべっているのではないということです。

山形市の今新しく市長になって、市役所職員の一つ一つの問題に対する意識が変われば市役所が変わるという大きなテーマで職員のところにここ2年ほど張ってあるそうです。とにかく行財政改革の本当になるためには、もちろんそういう方法論も大切でしょうけど、目先の運営論、目先の財政論も大切でしょうけれども、それだけでは私はやっぱり本当の意味の行財政改革は進まない。それをタッチする職員の人の一つ一つとに費用対効果を考えて少しでも、5円でも10円でも安くしようということを考えて予算設定し、遂行することが行財政運営の本当の姿でしょうということを論じたいのであって、幾ら残さないとうのですかという技術論になれば、私はプロではないので、そんなことまではあなたわからないでしょうといえばそのとおりかもしれません。

ただ、見た感じとして現実一般会計でも2億何千万円不用額が出た、不用額という言葉があれかもしれない、実質収支額が出たというお金、これはもっと、全額ではないにしても市民が求めている事業、1,000万円とか2,000万円とか3,000万円の事業新しくできたのではありませんかということをお願いしたいのでありまして、そういうことでの議論とかみ合わないという部分はあるかもしれませんが、我々の考え方はあくまでもそういう心の意識の改革の問題だということでもあります。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 私は、要望とまとめの部分、素直に読んでお聞きします。その代表監査委員の意図する背景なんていうのはここでは読み取れませんから、ここを素直に読み取って質問をしていきたいんです。

考え方がかみ合わないような感じになりますけれども、実際問題としてこれ予算編成するわけですから、これは精査して精査して、そし

て予定額ですけれども、見積額ですけれども、予算というのは組むわけですよ。決して適当にこのぐらいつかみでとか、そういうやり方をやってるわけじゃないんです。あくまでもここに言ってるのは、5億8,000万円の不用額に対して述べられてるんですよ。述べられてる内容は、そうだったら新規事業ができるんじゃないですかということ言ってるわけです。ところが私は、不用額というのは意味違いますよ、実質に残ってるのは2億数千万円しかないんですよ。それはもう年度間調整にどうしても必要な金なんです。ですからその見解はちょっと違うんじゃないでしょうかという議論だったんですけども、意見がすれ違うようですが、だけでも私もそういう考え方で進めていきますので、答弁をしていただきたいと思います。

これから5億8,000万円の中身というのは、一般会計と特別会計両方合算してますよね。したがって、それというのは適当なのかどうかということもやっぱり相互認識しなければなんないですよ、こういうふうにかかれれば。私はおかしいと言うわけですから。特別会計というのは、一般会計に対して特定の事業の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して、これ条例で設置して別個に処理するための会計なんです。単一会計主義の例外をなすものなんですよというふうに言われてます。特定の目的を持った事業なんです。これを一緒にして不用額というのは考察するのはいかがかなどというふうに、私はこのまとめを見て質問しますので、いろんな疑問を持ったことについてそういうふうに感じましたので、ぜひ一緒にすることについてどう考えるのか、お願いします。

○佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

○飯田武志監査委員 私は、こういうふうに考えました。法律論とかなんかでは別会計です、一般会計とそういうものは経理は区別してする必要があるということが書かれていることは、

自治法の209条等でありますが、今、一般会計から特別会計に公共下水道でも7億円強、それから農業集落排水事業も1億円強、繰入金、繰出金になっておりますし、実質公債費比率なども今までは入れてなかったようなものも広域行政すべてそういうものを入れて、長井市の財布一つでしょう、そういうものをしないと実態はわかりませんよということで実質公債費比率あたりも総務省あたりは持ち出してきました。ことし先取りするような形でこの意見書にも取り上げさせていただきます。長井市の実態は実はこうなんですよと。一つの財布の中で実はこれだけの借金もあるんですよということが今問われております。そういう意味で特別会計も一般会計も、それから広域行政の債務負担的なものも全部長井市の一つの財布の中じゃないですか。それならば一緒の見解で、それが足し算して5億8,000万円、それは3億何千万円、合計するのはおかしいでしょうということかもしれませんけれども、数字のとらえ方としては私は、何度も同じこと言いますが、財布の中は一つだという発想でございます。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 やっぱり認識というか、とらえ方というか、その辺が私はちょっと違うなというふうに思ってますけれども、やっぱり特別会計は独立した会計なわけですから、起債関係でトータルで見なければなんないということはあるんでしょうけども、だけでもこの特別会計分も一緒にして全部のトータルで考えるということも私はいかがかなどというふうに思ってるんです。

例えば国保会計みたいなありますね。国保税というのは別個に取ってるわけです。受益者は別なんです。全市民の場合とその部分の場合とありますから、その特別会計の特徴があって、そして別会計にこれが法的になってるわけです。それ全部一緒くたにしてしまう。特に国保の会

計が大きかったものですから、不用額がね、だから大きな数字になってきてますけれども、この国保というのは市民の医療の危機管理という役割も果たしているんですよ。そういうことからいって、たまたまことは余ったと。それはたまたまなんで、例えばインフルエンザなんかことがこと蔓延しなかったという場合は余るわけです。それはやっぱりその次の年の財源調整に使っていかねばならない、その枠の中で。ですからこれをみんな一緒くたにするというのは、私はそもそも認識的にやっぱり違うのかなというふうな感じがします。

（「繰入金はどういうふうに考えますか」の声あり）

○5番 佐々木謙二委員 繰入金というのは、一定のルールに基づいて特別会計に繰り入れるんです。例えば出産一時金とか、これは一定のルールなり条例に基づいて市がそれを負担しますよと約束してる部分、そういう部分を繰入金として入れてるんです。これは約束事ですから、ルールですから、それをことは不用額が余ったから少なくしますよとか、そういうことにはならないんです。あと質問は受けませんよ。

じゃあ、不用額を出さない財政運営は可能かというふうなことでお聞きしたいと思いますが、あるいは少なくするという手法があるのかということお聞きしますけれども、私はその年度の3月に不用額を見込んで決算状況を全面的に見直して補正予算を編成すればできるのかな、こう思ってます。ですけど、それはもう決算を2度やるようなことになりますから、なかなか大変だ。しかもその時期というのは、3月時期というのは新年度予算の編成時期と重なる。実際問題として最終的に金を把握できるのは出納閉鎖の5月末でなければ普通はできないわけですから、そういう時点で非常に困難ではないかなというふうに思っています。そういうことが考えられますが、不用額出さない財政運営という

のは可能なかどうか、これ財政課長にお聞きしたいと思います。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 不用額を出さないためには、今、佐々木委員がおっしゃられたように3月、しかも3月31日のぎりぎりにその時点での計算見込額に合わせて歳出予算の中で不用が生じるところを減額すれば限りなく技術的にはゼロに近づけられるということになるだろうと思います。

ただ、この補正に実体的な意味があるのかどうかということになると、全くそれは別問題だと思っております。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 やっぱり不用額を出さないようにするというのも予算現額の把握が非常に困難だと思いますし、意味のない作業だというふうに言われております。やっぱり不用額というのは、あんまり意味ないのかなというふうに私は見ますが、実際はやっぱり実質収支なんですね。また、作業的にも私は非常に難しいのかなというふうに思っております。財政課長答弁のとおりだと思います。

この項で一応最後になりますけれども、この記述そのものをどう思うかということで聞きたかったんですが、代表監査委員からはいろいろお伺いしましたけども、あくまでも計算上の不用額というのは4億7,500万円出てます。実質収支とこれは差が出てくる、実際、実態と。あくまでも机上の計算ですから。実際はこの財政運営をしていく場合の実態にそぐわない不用額というのを見る場合に、この残った金がこれくらいありますかとかという見る場合にそぐわないんじゃないかなというふうに思っています。

それからこの不用額をはかの事業や新規事業に全部支出するなんていうふうなことになってきますと、これは赤字決算になるというふうに思います。

それから不用額算出の歳入の基準となってる予算現額ありますね。ここで書いてますが、予算現額の2ページを見てもらえば総括表があります。それを見てもみますと、実質歳入と、それから実質支出、これは別枠になってます。これはあくまでも予算現額というのはさっき申し上げたように当初予算に補正予算プラスしたもので、歳入予算については見積額だ、見込みの予算であるよと。一方、歳出については、見積もりであると同時に支出の限度やその支出の内容を制限する拘束力を有しているんですね、歳出の方は。これは財政運営の原則であって、赤字決算を出さないための会計処理というふうに私は理解しております。適度の黒字、先ほど申し上げました3%から5%が望ましい、こう言われております。私自身としては、この長井市の財政運営で重要なのは不用額じゃなくて実質収支のあくまでも黒字額じゃないかというふうに思っておりますので、そう見た場合には長井市の実質収支の黒字額というのは私は適正水準にあるというふうに思います。財政の実態の中身が適正水準にある。これはおわかりいただけると思いますが、そうなりますとこの不用額の記述で言ってる部分、いろいろおっしゃってますね、新規事業にやった方がよかったんじゃないかとかいろいろ言ってるわけですけども、この記述というのは私はいかがなものかなというふうに思うんです。それぞれ見解お聞きしたいと思っておりますが、最初に財政課長にお聞きしたいと思えます。

○佐々木榮七委員長 松本 弘財政課長。

○松本 弘財政課長 歳出予算が限度額設定である以上、その推計に当たっては慎重にならざるを得ないのではないかとこのように思っているところ。監査委員がご指摘のように、高度な、しかも極めて高度な精査された予算設定ということになるわけですけども、ただ、この部分につきましては私は必ずしもそういうこと

ではないというふうに思っております。なぜかといえば、ただいま申し上げましたようにあくまでも限度額設定でありますから、この部分については多少の誤差が出てきて当然だというふうに思っているところです。確かに予算の査定の段階でいろいろやらなければならないことをやっているわけですけども、この部分については本当に真剣に要求課と我々査定する側でけんけんがくがくやらせていただいているというふうに思っております。

結果として、この限度額の設定金額と決算額との差がどのぐらいだったら適正かというふうな議論になってくるとすれば、それは一定の基準を最初から定めておくことが必要なんだろうというふうに思っております。ただ、私としては、今申し上げましたように必ずしもゼロでなければならないというふうには決して思っておりませんで、100億円からの推計をするのであれば、二、三%程度の誤差は当然だというふうに思っているところです。さらに歳出予算の執行段階になってきますと、さらなる効率性が先ほど市長からもあったように求められるわけですから、さらなる格差が出てきて、乖離が出てきて当然だというふうに思っているところでございます。

なお、したがって監査委員がこの最後のところのご要望として言っておられる趣旨につきましては、先ほどでもご説明ありましたから十分理解はできますけども、そのことと不用額とは全く別のものではないかということを感じながら拝聴させていただいたところでございます。以上です。

(「監査委員。簡単に」の声あり)

○佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

○飯田武志監査委員 我々と考えたところと思いがけない方向から矢が飛んでくるものですから、何でそういうところの方から矢が飛んでくるのかということで対処に困っておりますが、長井

+

市の今現況がこうだ、数字を翻って長井市はこういうふうになっておりますけれども、異論、反論いろいろあるかと思うけれども、とにかくその立場で一つ一つの事業を議論していただくのも意味があるということをお最後にちょっと言ったりしたことがすべてのようにとられておりますけれども、こういう資料があります。04年の会計検査院の報告の中で、架空計上と過剰計上調べた中で100億円あった。しかし、それは一部なので、恐らく実態は400億円から500億円あるだろうと推測されるという結果報告です。その理由としては、予算を少しでも多くとると、その人の評価になる。会計検査院が言ってるんですよ。3つぐらい大きくある。予算を少しでも多くとると、その人の評価になる。2つ目、初めての予算獲得のときはよく精査されるけれども、既得権化されると前例踏襲主義になって精査がおざなりになる場合が多い。3つ目、予算獲得には一生懸命だが、予算執行には比較的無関心である。そういうようなことで架空計上とか過剰計上になって不用額が出る場合があるというようなことがある。長井市が今非常に厳しいので、そういうことはあり得ないということはあるかもしれませんが、一般的にそういうことがあってもらっては困りますねということでもあります。

○佐々木榮七委員長 5番、佐々木謙二委員。

○5番 佐々木謙二委員 ちょっとずれてるなというふうにするんですよ。代表監査委員は、長井市の代表監査委員ですよ。そして長井市のこの決算意見書なんですよ。それを会計検査院がこう言ってるから私もこうだなんてことじゃなくて、実態を見ていただいて、やっぱり意見というのは出していただくのが筋なんじゃないかなというふうにするんです。長井市の予算の中で架空のものとか過剰のものなんて、過剰というのは、あくまでも見積額ですからね、これと比較してそういう見解というのはちょっと

私はおかしいのではないかなというふうに思いますし、やっぱり不用額でここまとめられてますので、私は不用額のことで議論しようと思うんですが、不用額でなくて別な方に発展するものですから、なかなかかみ合わない部分もあるんだなというふうに思いましたけれども、果たして本当にこの記述というのは適切なのかなというふうには私、疑問を持ったものですから、きょう議論させていただきました。

あと5億8,000万円というような数字はどうするのかというふうな疑問もあります。この辺は私は訂正した方がいいのではないかなというふうには思ってますが。

2点目一つだけ、経常収支比率についてお伺いしますが、レッドライン75%という表現使ってますね。経常収支比率というのは、これは財政構造の弾力性を見る比率、これご案内のとおりであります。これは都市部にあつては75%、町村にあつては70%程度が妥当だと、こう言われてる数字ですね。私はそのように承知しています。経常収支比率のレッドラインが75%というふうに言われてますので、私とちょっと認識違うな。確かにこの長井市の経常収支比率からいいますと96.5ですから、レッドラインどころか危険ラインで、異常ラインと言ってもいいんでしょう。ですけども、この75%のレッドラインという記述について見解をお聞きして、私は質問終わらせていただきたいと思います。簡単にしてください。時間が2分ぐらいしかありませんから。

○佐々木榮七委員長 飯田武志監査委員。

○飯田武志監査委員 お答えします。

この75という数字は、自治省からの引き継ぎですが、総務省ではこのぐらい、25%ぐらい自由裁量にできるお金がないといういろいろ固定化してしまつて、いい市民にニーズにこたえる新しい事業もできないのではないですかということ指針として出していただいているんだろうと思

います。私が出した75%ではありません。長井市が、いや、25%も要らない、15とか20だということであれば、それは私が、いや、75でないとか何とかというような数字ではないことはもちろんでありますし、レッドラインという言葉が適切でないということであれば用語論として時間を割いて議論することではありませんので、その辺のところは適正な言葉に置きかえることは何ら異議はございません。

○佐々木榮七委員長　ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 3時02分 休憩

午後 3時20分 再開

○佐々木榮七委員長　休憩前に復し、会議を再開いたします。

高橋孝夫委員の総括質疑

○佐々木榮七委員長　次に、順位3番、議席番号11番、高橋孝夫委員。

○11番 高橋孝夫委員　私は、長井市の行財政運営が市民生活の向上につながることを祈りながら総括質疑を行います。通告をしております2点につきまして質問申し上げますので、明快な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思います。特にかなり高度な議論を聞いた後ですが、私の質問に対してはかみ合うような答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

質問の第1は、自治公民館活性化事業補助金の考え方と今後の方向について教育長と中央公民館長に伺います。

私は、この間自治公民館に対する補助のあり方については何回か質問をさせていただいております。特に自治公民館に対する補助金の中身、内容が旧来は活動費補助ということになっておったわけですが、それが活性化事業補助というふうに変更されてからはその質問の度合いも増してきたと考えています。今回は、この間申し上げてまいりましたことも含めてお伺いをしたいと思います。

第1点目は、広報ながいへの掲載記事のねらいについて中央公民館長にお伺いいたします。

9月1日付広報ながいに「自治公民館活性化事業補助金をご活用ください」と題して次のような内容が掲載をされました。市では、地域に住む住民がみずからの手によって地域の活性化事業に取り組むために自治公民館活性化事業補助金を交付しています。地域づくりは終わりのない活動です。やれることから、やれる地域から始めて、地域全体が元気になれるようにぜひご活用くださいという内容であります。平成15年度からこの自治公民館の活性化事業補助金、申し上げましたように変わったわけですが、今回のように年度途中で再募集みたいな格好ですというのは初めてではないかと私は感じます。こういった趣旨で、どういうことをねらってこの広報ながいに掲載をされたのか、お聞かせをいただきたい。

○佐々木榮七委員長　寺島吉昭中央公民館長。

○寺島吉昭中央公民館長　それでは、高橋委員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

今、高橋委員の方から9月1日号の広報ながいに掲載しました、平成18年度の自治公民館活性化事業の補助金についてご活用くださいというふうな記事を掲載させていただいたところで、記事の内容につきましては、先ほど高橋委員からも話ありましたように、この記事につきましては活性化事業補助金の交付要綱の目的に掲げておるものでございます。